

## 公立大学法人横浜市立大学附属病院・福浦キャンパス化学物質環境安全管理規程

平成26年 3月 28日 制定

### (目的)

- 第1条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学附属病院・福浦キャンパス（以下「福浦キャンパス等」という。）において、化学物質による環境汚染、災害事故等を未然に防止するため、化学物質の取扱い及び保管管理について必要な事項を定め、実験・実習に携わる教職員、学生及び研究者医療従事者（以下「教職員等」という。）並びに地域住民の健康と安全を守るとともに、周囲の自然環境の破壊を防ぐことを目的とする。
- 2 この規程は、福浦キャンパス等が国の環境安全関連法及び横浜市の化学物質の適正な管理に関する指針を遵守するための具体的行動を示す。
- 3 福浦キャンパス等において化学物質を取り扱う全ての教職員等は、この規程に従わなければならない。

### (定義)

- 第2条 この規程において、用語の意味は、次に定めるところによる。
- (1) 化学物質 全ての元素及びその化合物のうち、次号に定める環境安全について注意を要する物質をいう。
- (2) 環境安全 災害事故及び環境汚染の防止並びに廃棄物の適正な処理及び処分をいう。
- (3) 設備等 化学物質取扱いの施設、設備、備品、消耗品並びに環境安全のための施設、設備、備品、消耗品をいう。

### (管理組織)

- 第3条 化学物質の管理に関する事項は、環境管理委員会環境管理部会で審議する。
- 2 部会員は、部会において必要な事項を審議するほか、所属する教室、検査室及び実験室（以下「研究室等」という。）における化学物質等を管理する。

### (審議事項)

- 第4条 次に掲げる事項は、部会において審議する。
- (1) 化学物質に関する規程、要綱及び要領の制定及び改廃に関すること。
- (2) 環境安全に関する教職員等の教育訓練に関すること。
- (3) 取扱いの設備等の異常、事故時の対応、措置方法等に関すること。
- (4) 溶媒の貯蔵、排出ガス、排出水、廃液、廃棄物その他化学物質の自己管理に関すること。
- (5) 学内の環境安全パトロールに関すること。
- (6) その他化学物質の環境安全に関すること。

(周知)

第5条 部会員は、この規程の内容について、教職員等に対して教育及び指導をすると共に、周知徹底を図るものとする。

(化学物質の記録)

第6条 部会員は、化学物質等受払簿(様式第1号)を備え、化学物質の取得、廃棄その他数量に異動のあった都度必要事項を記入しなければならない。

2 部会委員は、化学物質等使用簿(様式第2号)を備え、化学物質の使用その他により数量に異動のあった都度必要事項を記入しなければならない。

(化学物質の留意事項)

第7条 化学物質が福浦キャンパス等から環境へ漏出することを防止するため、部会員は、次の事例に留意し、化学物質の適正管理を図らなければならない。

- (1) 設備・容器からの漏出
- (2) 排ガス、排水、廃棄物中の混入による漏出
- (3) 火災、爆発等の事故による漏出
- (4) 故意による投棄、放流、放出

(教育訓練)

第8条 部会員は、教職員等に対し、事前に十分な教育訓練を行うものとする。

2 教育訓練の内容は、学生が安全に実験・実習を進めていく上で必要な内容をすべて含んでいなければならない。

(防災訓練)

第9条 部会員は、各年度の初めに防災訓練を実施し、事故発生時の対応を確認する。

(危険性の予測)

第10条 化学物質を取り扱う者は、化学物質を扱う際には、その危険性・有害性を予測し、特に次の各号に留意し、化学物質を取り扱わなければならない。

- (1) 爆発性
- (2) 燃焼性
- (3) 毒性
- (4) 発ガン性
- (5) 変異原性
- (6) 催奇性

2 部会員は、必要に応じて神奈川県化学物質安全情報提供システム(kis-net)を利用し、化学物質の物性、毒性等の基礎的な情報を確認し、化学物質による環境汚染、災害事故等を未然に防止する。

(事故時の連絡網の設置)

第11条 福浦キャンパス等における化学物質による事故及び災害に対応するため、部会員は、研究室等に「緊急時連絡網」を明示すると共に、教職員等に周知徹底をはからなければならない。

(事故発生時の措置)

第12条 化学物質の取扱い時、火災、爆発などの災害を生じさせた者、又はそのような状況を発見した者（以下発見者等）は、直ちに次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 災害の拡大防止やけが人の処置などに努めると共に、事故の状況を直ちに部会員に通報すること。
- (2) 前項の通報を受けた部会員は、状況を判断し、必要に応じた措置をとること。
- (3) 発見者等は、事故の状況に応じて、連絡網により連携を行うこと。

(報告書の提出)

第13条 事故が生じた際には、部会員は事故発生状況報告書（様式第3号）にて環境管理部会に提出しなければならない。

(地震対策措置)

第14条 部会員は、研究室等の化学物質及び高圧ボンベ等に対して、十分な不倒対策を講ずる。

2 実験中に地震の発生を認めた者は、直ちに次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 地震災害の発生防止及び拡大防止に努めるとともに、実験責任者に対してその旨を通報すること。
- (2) 通報を受けた実験責任者は、状況を判断し、必要に応じた措置をとるとともに、部会員へ報告すること。

(自己管理体制)

第15条 部会員は、定期的に環境安全のための設備の点検を行う。

2 部会員は、定期的にパトロールを行い、自己管理体制の状況について確認を行う。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、化学物質の管理に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年 3月 28日から施行する。





**事故発生状況報告書**

平成 年 月 日

事故発生日時 平成 年 月 日 時 分

事故発生場所 棟 階 教室

実験従事者所属・氏名

担当教員名

事故状況および事故原因

事故後の対応状況